磐田市分別収集計画

令和７年８月

１　計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済活動、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第８条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集及び３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、製品プラスチックを加えた容器包装廃棄物の３Ｒを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

・廃棄物の排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり

・市民、事業者、行政等全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

３　計画期間

本計画の計画期間は、令和８年４月を始期とする５年間とし、３年ごとに改定する。

４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,067t	3,972t	3,983t	3,907t	3,830t
製品プラスチック	345t	335t	327t	318t	310t

６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・廃棄物処理への理解を深めるため、学校や親子、一般を対象に廃棄物処理施設の見学等を実施する。また、環境学習や住民向けイベント等を活用し、循環型社会形成に向けた３Ｒの推進への意識を啓発する。

・生産、流通、消費の各段階で「ごみになるようなものを作らない、売らない、買わない」行動を推進するため、廃棄物の減量化を推進する活動に賛同しレジ袋の削減や簡易包装の推進を図る。また消費者に買い物袋持参の啓発を行い、小売包装の抑制を図る。

・廃棄物の収集を効率化するとともに、衛生的なごみ排出環境を維持するため集積所を新設・修繕するための費用の一部を補助する。

７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

最終処分場、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">分別収集をする容器包装廃棄物の種類</th><th>収集に係る分別の区分</th></tr>
<tr><td colspan="2">主としてスチール製の容器
主としてアルミ製の容器</td><td>空き缶</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主としてガラス製の容器</td><td>無色のガラス製容器</td><td rowspan="2">空きびん</td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
</table>

その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み　（法第８条第２項第４号）

（単位：ｔ）

	令和８年度		令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
主としてスチール製の容器	82		78		75		71		68	
主としてアルミ製の容器	50		51		52		53		53	
無色のガラス製容器	(合計) 327		(合計) 323		(合計) 320		(合計) 316		(合計) 313	
	(引渡量) 327	(独自処理量) 0	(引渡量) 323	(独自処理量) 0	(引渡量) 320	(独自処理量) 0	(引渡量) 316	(独自処理量) 0	(引渡量) 313	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 184		(合計) 183		(合計) 181		(合計) 180		(合計) 178	
	(引渡量) 184	(独自処理量) 0	(引渡量) 183	(独自処理量) 0	(引渡量) 181	(独自処理量) 0	(引渡量) 180	(独自処理量) 0	(引渡量) 178	(独自処理量) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 143		(合計) 143		(合計) 142		(合計) 142		(合計) 142	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)

	143	0	143	0	142	0	142	0	142	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0		0		0		0		0	
主として段ボール製の容器	54		55		56		57		58	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0
主としてﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾃﾚﾌﾀﾚｰﾄ(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 149		(合計) 148		(合計) 147		(合計) 147		(合計) 146	
	(引渡量) 149	(独自処理量) 0	(引渡量) 148	(独自処理量) 0	(引渡量) 147	(独自処理量) 0	(引渡量) 147	(独自処理量) 0	(引渡量) 146	(独自処理量) 0
主としてﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,069		(合計) 1,037		(合計) 1,006		(合計) 976		(合計) 946	
	(引渡量) 1,069	(独自処理量) 0	(引渡量) 1,037	(独自処理量) 0	(引渡量) 1,006	(独自処理量) 0	(引渡量) 976	(独自処理量) 0	(引渡量) 946	(独自処理量) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 209		(合計) 203		(合計) 197		(合計) 191		(合計) 185	
	(引渡量) 209	(独自処理量) 0	(引渡量) 203	(独自処理量) 0	(引渡量) 197	(独自処理量) 0	(引渡量) 191	(独自処理量) 0	(引渡量) 185	(独自処理量) 0
合　　計	(合計) 2,267		(合計) 2,221		(合計) 2,176		(合計) 2,133		(合計) 2,089	
	(引渡量) 2,081	(独自処理量) 186	(引渡量) 2,037	(独自処理量) 184	(引渡量) 1,993	(独自処理量) 183	(引渡量) 1,952	(独自処理量) 181	(引渡量) 1,910	(独自処理量) 179

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績	×	収集実績変動率	＝	分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

容器包装プラスチックの分別基準適合物量見込み	×	製品プラスチックの比率（※１）	＝	製品プラスチックの量の見込み

※１
磐田市において令和６年度に実施した「プラスチック組成調査」における製品プラスチックの比率を用いた

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。
なお、現在自治会や団体による集団回収が進んでいるものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

ガラスびん・ペットボトルは、磐田広域リサイクルセンターで保管する。
その他のプラスチック製容器包装については、中遠広域事務組合の施設で保管する。

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物の適正な分別及び排出等を周知するため、ごみの出し方・分け方ガイドブックやごみ収集カレンダーを全世帯に配布するほか、広報いわた、ホームページ等を活用し分別収集の啓発に努める。
また、廃棄物の再資源化及び循環型社会形成を推進するため、自治会、子ども会、ＰＴＡ等の団体が行う資源集団回収活動を支援するほか、リサイクルステーションや古紙拠点回収を設置し、排出環境の充実を図るとともに、事業者と連携した食品ロス削減対策やプラスチックごみ削減対策に取り組む。
なお、市民代表や市民団体等の代表者による廃棄物減量化等推進審議会を設置し、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について意見を求め、施策へ反映させる。